

Ⅱ 企画調整

企 画 調 整 課

企画調整課は、①広報普及啓発・保健医療情報の収集解析、②研修・教育、③地域保健医療推進プランの進行管理、④健康危機管理対策、⑤市町村等連絡調整、⑥受動喫煙防止対策、⑦保健医療対策、⑧歯科保健対策、⑨保健所管理運営を行っている。

① 広報普及啓発・保健医療情報の収集解析

「保健所ねっと」の発行やホームページ等による健康情報の発信を行った。また、圏域の人口動態、保健、医療等のデータを体系的にまとめた「保健医療福祉データ集」を作成し、関係機関に周知した。

② 研修・教育

当保健所及び圏域市の保健師を対象とした研修を実施したほか、医師、保健師及び歯科衛生士等学生の実習生指導、歯科医師の臨床研修などを実施した。

③ 地域保健医療推進プランの進行管理

市・関係機関・関係団体と連携し、地域保健医療推進プランの着実な実施に取り組むとともに、地域保健医療協議会においてプランの進行管理を行った。また、新型コロナウイルス感染症への対応等について報告した。

④ 健康危機管理対策

新型コロナウイルス感染症対策として、地区医師会・関係医療機関・圏域市との連絡会を定期的開催するとともに、今後の新興感染症等に向けた連携体制構築のため、北多摩南部健康危機管理対策協議会（兼 北多摩南部新型インフルエンザ等感染症地域医療体制ブロック協議会）を開催した。

⑤ 市町村等連絡調整

地域保健連絡会等を開催し、圏域市との連携を図るとともに、「医療保健政策区市町村包括補助事業」について、市が地域の実情を踏まえたきめ細かな保健サービスに最大限活用できるよう、支援・調整を重ねた。

⑥ 受動喫煙防止対策

改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例に基づき都民からの苦情及び事業者からの相談対応を行った。また、飲食店の標識掲示確認を行う等、事業者への指導、助言を行った。

⑦ 保健医療対策

所内に医療安全支援センターを設置し、「患者の声相談窓口」での対応等を強化するとともに、有床診療所への立入検査を実施し、患者中心の医療と医療安全対策の強化に努めた。

糖尿病医療連携推進事業や脳卒中医療連携推進事業では、検討会や幹事会を開催し、一般住民に向けたリーフレットを作成し、配布するなど一層の事業推進に努めた。

⑧ 歯科保健対策

地域の保健・医療・福祉教育関係者へ歯科保健向上及び摂食嚥下機能支援の基盤整備として、オンライン研修会を実施した。

⑨ 保健所管理運営

東京都府中合同庁舎及び武蔵野三鷹地域センターについて、合同庁舎内の他事業所とも連携しながら維持管理を行うとともに、適切な執務環境の整備に努めた。

1 広報普及啓発

保健衛生知識の普及啓発を図るため、次の事業を実施した。

(1) 健康情報の提供

保健所の情報発信機能強化を図るとともに、地域における保健・医療・福祉に関する情報を幅広く収集し、地域住民等に対して、効果的・効率的に提供するため、健康安全情報誌「保健所ねっと」を発行した。

〔表1-1〕「保健所ねっと」発行状況

発行月	内 容	発行部数
令和4年7月	第1号 ・蚊気注意！～蚊をなくして快適な夏を！～ ・災害時の食中毒予防のポイント ・感染予防、どうしていますか？ ・気づいていますか？“こころ”と“からだ”のサイン	8,000部
令和4年9月	第2号 ・受診を控えていませんか？基礎疾患のコントロールをしっかりと！ ・おいしく食べて健康づくり！～9月は食生活改善普及運動月間です～／10月は骨髄バンク推進月間です ・自分に適した機能を持つ薬局を選びましょう／STOP！！薬物乱用 ・11月16日から12月15日は東京都エイズ予防月間	8,000部
令和5年2月	第3号 ・3月24日は世界結核予防デーです ・カンピロバクターによる食中毒～お肉の生食 加熱不足に注意～ ・気温が高く、晴れて、風が強い日は要注意～スギ・ヒノキ花粉の飛散シーズンです～ ・植えてはいけないけしがあります	8,000部

(2) ホームページ

平成16年4月よりホームページを開設しており、令和4年度は、講演会資料の掲載を始め、「食べもの暦」を計3回、「食品衛生ミニ情報」を計2回、「感染症週報」を毎週掲載するなど、保健衛生情報等の提供を行った。また、ホームページからEメールを利用して保健所に対する意見や質問等も寄せられており、双方向の情報交換手段として活用している。

○ホームページアドレス

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/tamafuchu/index.html>

○Eメールアドレス

S1153401@section.metro.tokyo.jp

(3) 集客施設における保健衛生のPR活動

府中市に所在する東京競馬場及び調布市に所在する京王閣競輪場の協力により「蚊の発生防止強化月間（東京競馬場6月）（京王閣競輪場6月）」「薬物乱用防止啓発（東京競馬場10～11月）（京王閣競輪場10～11月）」について、場内の大型スクリーンを使用した保健衛生に関するPR放映を実施した。

2 情報公開

東京都では、都政の透明化を一層進めるため、昭和 60 年から公文書開示制度がスタートし、平成 12 年 1 月から「東京都情報公開条例」に基づく、公文書の開示を行っている。平成 29 年 7 月の条例改正により、手数料の見直しが行われたほか、電子申請サービスによる「公文書情報提供サービス」が開始された。

また、平成 29 年 2 月からは、東京都保健所において食品に関する営業許可を取得又は営業届出をした施設の情報を、オープンデータとして東京都公式ホームページにより公表している。

令和 4 年度の当保健所における情報公開利用状況は〔表 2-1〕のとおりである。

〔表 2-1〕 情報公開利用状況

区 分	件 数(※)	内 訳	
公文書開示請求	364	食品衛生関係	52
		診療所等関係	141
		薬事関係	89
		環境衛生関係	82
		その他	-
公文書情報提供サービス	32	食品衛生関係	-
		診療所等関係	13
		薬事関係	2
		環境衛生関係	17
		その他	-
行政照会	193	食品衛生関係	108
		診療所等関係	29
		薬事関係	13
		理容・美容施設関係	8
		その他環境衛生関係	7
		その他	30

(※) 1 件で複数項目の請求を含むことがあるため、内訳の総和と件数は必ずしも一致しない。

3 統計調査

保健衛生行政を促進するための企画及び実施上の指針として、また、行政効果を把握する重要な資料として、統計法等に基づき、次の調査を行った。

(1) 人口動態統計

管内の実施状況は〔表3-1〕のとおりである。

〔表3-1〕 調査実施状況

調査名	目的	期日	対象
人口動態調査	毎月発生している出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の届出書から、人口動態事象を数理的に把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。	通年	管内6市

(2) 衛生統計調査

管内の実施状況は〔表3-2〕のとおりである。

〔表3-2〕 調査実施状況

調査名	目的	期日	対象
医療施設動態調査	医療施設の分布及び整備の実態や診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。	通年	医療法に基づき、開設・廃止・変更等があった診療所
地域保健・健康増進事業報告	地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を、実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得ることを目的としている。	年度報	保健所及び管内6市

(3) 各種統計調査

厚生労働行政の基礎資料とするために、国民保健の実態を調査するもので、管内の実施状況は〔表3-3〕のとおりである。

〔表3-3〕 調査実施状況

調査名	目的	期日	対象
国民生活基礎調査	保健、医療、福祉、年金等、国民生活の基礎的事項について、世帯面から総合的に把握し、厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。	6月2日	16地区 946世帯
社会保障・人口問題基本調査(全国家庭動向調査)	出産・子育て、老親の扶養・介護をはじめとする家庭の諸機能の実態、変化要因を把握し、少子高齢化への対応の基本的方向性を示し、厚生労働行政施策立案の基礎資料を得ることを目的とする。	7月1日	1地区 53世帯
社会保障・人口問題基本調査(生活と支え合いに関する調査)	少子高齢化の進展により、人口の大きな割合が徐々に社会保障制度を支える側から利用する側に移行しつつある社会情勢において、社会保障サービスの利用やその背景にある国民における自助・共助の動向、地域や家族以外の他者との関わり方についての資料を得ることにより、厚生労働行政施策立案の基礎資料を得ることを目的とする。	7月1日	3地区 204世帯

(4) 北多摩南部保健医療圏保健医療福祉データ集の作成

「事業概要」に掲載していた「健康指標」を独立させ平成 17 年度から作成している。令和 4 年度は、圏域各市の概況や人口動態等は「北多摩南部保健医療圏の概要」、ライフステージに応じた保健対策は「保健医療対策」、心身障害者保健医療福祉や難病、感染症対策等は「地域ケアシステムの充実」として 3 部構成で作成し、当保健所のホームページに掲載した。

4 研修・教育

地域における保健衛生の広域的・専門的・技術的拠点として、保健医療福祉関係者や地域住民を対象に研修・衛生教育・実習生指導等を行い、公衆衛生の向上に努めている。

(1) 研修・実習生等の受入れ

地域の保健医療等を担う人材の育成及び公衆衛生について理解のある保健医療関係者の人材の確保を図るため、大学等の依頼に基づき研修生や学生を受け入れ、保健所の事業説明や公衆衛生活動の実践指導を行った。

〔表4-1〕実習状況

対 象	病 院・学 校	実施回数	研修・実習日数	指導人数実(延)(※1)	指 導 内 容 等
歯科医師	多摩総合医療センター	1	3日間	1(3)	保健所歯科保健業務について(講義) 歯科保健事業の見学
医学部学生	東京医科大学	3	3日間	6(6)	保健所と関係機関との連携について(講義) 公衆衛生医師の仕事について(講義) 結核対策(講義)、結核検診見学等
保健師学生	杏林大学	4	10日間	10(100)	保健所保健師業務について(講義) 保健所事業の見学、電話相談 地域診断等
管理栄養士学生	吉祥寺二葉栄養調理 専門職学校	3	4日間	12(48)	保健所の役割と公衆栄養業務について
	東京家政学院大学	7	4日間	26(104)	
歯科衛生士学生	東邦歯科医療専門学校	1	1日間	32(32)	保健所各課業務・地域における歯科保健活動について

(※1) (延) = 研修・実習日数 × 指導人数実

(2) 衛生教育

地域住民が保健衛生に関する理解と関心を高め、健康で快適な日常生活が過ごせるよう、保健所では、すべての業務を通じて衛生教育活動を行っている。例えば、営業者に対しては、各種の監視員等による個別監視指導を通じて衛生教育を実施している。さらに、広く地域住民や保健医療福祉関係者等を対象とする講演会や講習会等の集団教育活動を行っている。

〔表4-2〕 衛生教育実施状況

区 分	総 数 (※1)	
	回 数	参加人数(延) (※2)
令和3年度	52	2,280
令和4年度	74	3,437
感 染 症	5	234
精 神	2	19
難 病	1	37
栄 養・健 康 増 進	12	1,107
歯 科	3	293
医 事・薬 事	-	-
食 品	47	1,711
環 境	2	19
そ の 他	2	17

(※1) 各課担当が実施する研修や講習会等と重複しているものもある。

(※2) 参加人数には市職員数も含めている。

(3) 市町村等支援研修

地域保健医療推進プランを推進し、圏域の保健医療福祉水準の向上を図るため、人材育成の一つとして市及び圏域内の関係機関職員等に対する専門的かつ技術的な研修を企画・実施している。

また、令和4年度については、課題別地域保健医療推進プラン(29～30 ページ参照)での取り組みにて、関係機関と連携・協働の上、特別支援学校におけるこころの健康教育を実施した。

〔表4-3〕 市町村等支援研修実施状況

実 施 日	対 象 者	参加数	テ ー マ	内 容 及 び 講 師
11月30日 (1回目・2回目) 12月14日 (3回目)	特別支援学校 高等部生徒(知的 障害教育部門・肢 体不自由教育部 門)、教員等	205名	こころの健 康教育 (自殺対策)	内 容:「こころとからだのモヤモヤって何だろう?～なんでも いいから話してみよう!～」 自殺対策啓発ツールを活用した健康教育 講師等:①多摩府中保健所 保健師 ②課題別地域保健医療推進プラン 特別支援学校に おけるこころの健康教育検討会委員(29 ページ参 照)
2月22日	圏域6市、保健所 保健師の新任期 保健師	14名	人材育成 (新任期保健師)	内 容:「個別事例からみる地域～地域で生活することを支援 するために～」 講義・グループワーク 講 師:帝京平成大学 ヒューマンケア学部 看護学科 工藤恵子教授

5 地域保健医療推進プラン

(1) 地域保健医療推進プラン

「東京都北多摩南部地域保健医療推進プラン」（以下「プラン」という。）は、北多摩南部保健医療圏（以下「圏域」という。）における総合的な保健医療計画として、平成 16 年 3 月に策定された。

プランは、圏域の様々な保健医療課題に対し、保健所・市・関係機関が取り組むべき施策を掲げ、「東京都保健医療計画」（以下「保健医療計画」という。）や「東京都健康推進プラン 21」等を踏まえ、改定を行ってきた。現行のプランは平成 30 年 9 月に改定し、計画期間は保健医療計画に合わせて 6 年間としている（平成 30 年度～令和 5 年度）。なお、プランの位置づけと性格、進行管理については以下のとおりである。

ア 位置づけと性格

保健医療計画等の趣旨を踏まえ、圏域における保健医療の現状と課題を明らかにして取組目標を設定し、保健所、市、医療機関や医師会等の関係機関・団体等が住民参加を促進しながら、連携と協働を図り、圏域の保健医療を総合的に推進していくための包括的かつ社会的な計画である。

イ 進行管理

プランで掲げた取組について、進行管理や評価・検証を行うための指標を圏域独自に設定し、定期的に評価・検証を行う。

(2) 北多摩南部地域保健医療協議会

プランの策定及び進行管理は、地域の行政機関、関係団体、学識経験者及び住民等の代表により構成される「北多摩南部地域保健医療協議会」（以下「協議会」という。）にて協議を行っている。

協議会の前身である「北多摩南部地域保健医療計画推進協議会」は、平成 6 年 11 月、東京都保健医療計画の地域計画である「北多摩南部地域保健医療計画」の推進組織として設置された。その後、地域保健医療計画から、より地域特性を踏まえた地域保健医療推進プランへ移行し、プランの推進を図る組織として、平成 15 年 7 月に「北多摩南部地域保健医療推進協議会」（以下「推進協議会」という。）に改組した。

平成 16 年 4 月の都保健所の再編整備にあわせ、推進協議会と都の各保健所が設置する「保健所運営協議会」とを発展的に改組、統合し、現在の協議会に至っている。

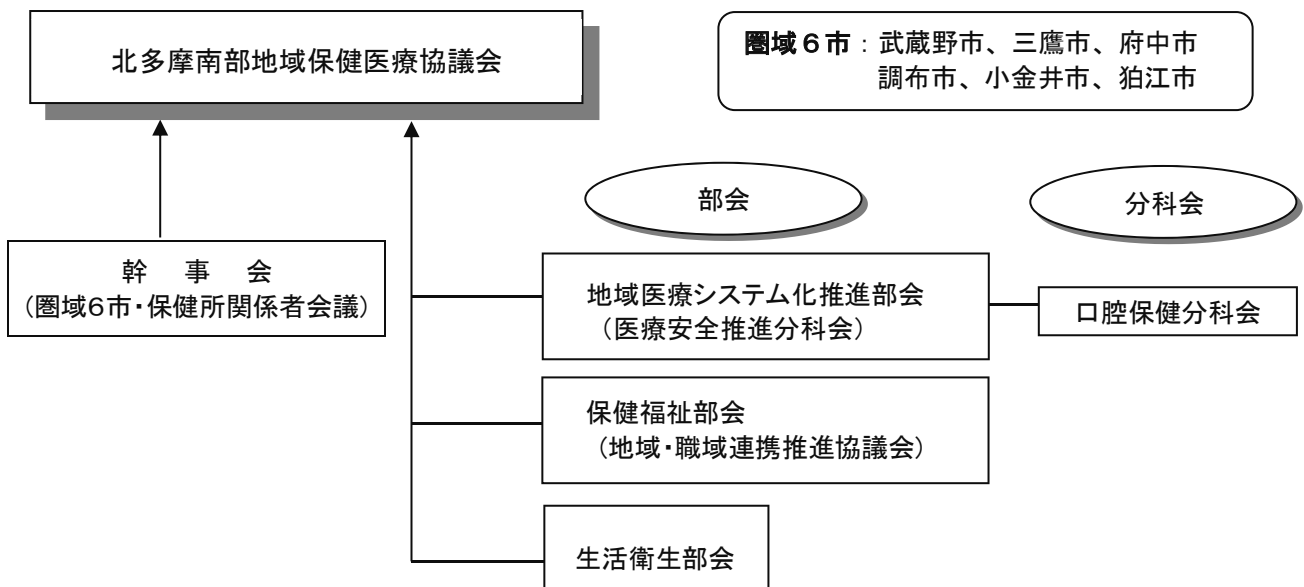
会議体系図（28 ページ参照） 委員名簿（110 ページ参照）

〔表5-1〕 会議実施状況(※)

会議名	開催期間	委員数	出席者数	開催場所	議事内容
北多摩南部地域保健医療協議会	12月9日～ 12月20日	38名	38名	—	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度各部会報告について ・令和4年度課題別保健医療推進プランについて ・新型コロナウイルス感染症への対応について ・北多摩南部地域保健医療推進プラン最終評価及び改定について
地域医療システム化推進部会(医療安全推進分科会)	3月6日～ 3月17日	19名	19名	—	<ul style="list-style-type: none"> ・北多摩南部地域保健医療推進プラン指標の進捗状況について ・北多摩南部地域保健医療推進プラン最終評価及び改定について ・医療連携推進事業について ・医療安全支援対策事業について ・口腔保健分科会報告について ・令和4年度課題別地域保健医療推進プランについて ・新型コロナウイルス感染症への対応について
口腔保健分科会	2月10日～ 2月20日	18名	18名	—	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域の歯科保健状況について ・北多摩南部地域保健医療推進プランの今後のスケジュールについて ・令和4年歯科疾患実態調査の実施について
保健福祉部会(地域・職域連携推進協議会)	3月6日～ 3月17日	15名	15名	—	<ul style="list-style-type: none"> ・北多摩南部地域保健医療推進プラン指標の進捗状況について ・北多摩南部地域保健医療推進プラン最終評価及び改定について ・自殺の状況について ・令和4年度課題別地域保健医療推進プランについて ・地域・職域連携について ・新型コロナウイルス感染症への対応について
生活衛生部会	3月6日～ 3月17日	12名	12名	—	<ul style="list-style-type: none"> ・北多摩南部地域保健医療推進プラン指標の進捗状況について ・北多摩南部地域保健医療推進プラン最終評価及び改定について ・薬事衛生対策について ・環境衛生対策について ・食品衛生対策について ・保健栄養対策について ・令和4年度課題別地域保健医療推進プランについて ・新型コロナウイルス感染症対応について

※新型コロナウイルス感染防止の観点から会議は書面開催とした。開催期間は委員からの意見集約期間である。

会議体系図 (令和4年度)



(3) 課題別地域保健医療推進プラン

地域保健医療推進プランを達成するための具体的な行動計画として、「課題別地域保健医療推進プラン」を策定し、地域保健医療推進プランの着実な推進を図っている。令和4年度は以下事業を策定し、取り組んだ。

(3)-1 特別支援学校におけるこころの健康教育

① 背景

令和3年度、管内の特別支援学校（知的障害部門）からの依頼を受け、こころの健康教育を実施した。実施した中で学校からは“卒業後の生徒の孤立”や、“特別支援学級に特化した自殺対策普及啓発ツールがないこと”が課題に挙げられた。そこで、在学中から学校と地域支援者が連携し、卒業後も生徒達へ切れ目のない支援が提供されるような地域づくりが必要だと考えた。本事業では、卒業前から生徒がSOSの出し方を身に付けられること、地域支援者を相談先として認識できることを目指し、学校・地域支援者が活用可能な自殺対策普及啓発ツールの作成(以下(ツール)と言う。)を行う。また、ツール作成の検討を通じ、学校と地域支援者との意識の共有・連携強化を目指し実施することとした。

② 事業の目標

- ア 特別支援学校在校生（卒業生）等支援困難な対象へのツールの作成及び当該ツールを使用した健康教育の実施
- イ 卒業後も切れ目のない支援実現に向けた学校と地域支援者の意識の共有・連携強化

③ 事業の内容

- ア ツール作成及び学校と地域支援者との連携強化のための検討会の設置
学校と地域支援者（府中市含む）を検討会委員とし、それぞれの委員が日頃対応している事例や課題を共有し連携強化を図った。
- イ 自殺対策普及啓発ツール作成
学校現場や地域関係者、保護者の意見を取り入れてツールを作成した。またツールを有効活用するための解説書を作成した。
- ウ 作成したツールを使用した健康教育の実施
健康教育には検討会委員である地域支援者も参加し、「相談できる人」として生徒や教員に認識してもらい、学校が地域とつながるきっかけとなった。また、健康教育実施後に行なった教員向けアンケート結果も踏まえ、検討会で今回の取り組みに対する評価を実施した。（26ページ〔表4-3〕参照）

④ 評価

- ・ツールの作成にあたっては、知的障害を有する生徒の理解を助ける工夫（豊富なイラスト、ペープサート）を取り入れることで、様々な対象への健康教育や相談対応にも活用可能なツールとなった。
- ・検討会では、ツール作成に向け当該生徒への支援に向けた意識を共有するとともに、立場の異なる学校、地域の双方が日頃抱える事例や課題の共有を図ったことにより双方の理解が促進さ

れ、連携強化が図れた。

- ・作成したツールを使用した健康教育実施後、相談に訪れた生徒達がうまく表現できない困り事を「モヤモヤ」と表現でき、ツールの活用が生徒のこころのSOSの気づきや表出を助け、タイムリーに相談できる一助となる事例があった。
- ・教員を対象に実施したアンケートからは、「生徒がSOSを出せるだけでなく、生徒からのSOSを受ける側の姿勢も大事」という今後につながる意見も示された。
- ・これらの取り組みにより学校と地域支援者の連携する体制が構築された。今後もメーリングリストを活用する等でこの体制を維持し、圏域における更なる自殺対策に取り組んでいく。

(3)-2 大学生及び事業所若手社員等に向けた食育の推進

～「ちゃんとごはん」習慣で自分の健康を守ろう！～

① 実施期間

令和4年度～令和5年度（2か年計画）

② 背景

新生活を送る若者は、18歳以上になると親元を離れたり、交友関係の広がり等により、それまでと生活環境が大きく変化する場合が多い。食生活においても、自炊、外食・中食利用あるいは欠食など選択肢は増えるが、正しい知識を持たないと摂取栄養が偏りやすい。この時期の偏った食事の習慣化は、将来の生活習慣病など健康障害のリスクを高めるおそれがあることから、本事業では、自ら毎日の食事を見直し、より健康に暮らすための知識の啓発及び実践意欲を高めることを目的として実施することとした。

③ 事業の目標

【全体目標】

- ・関係機関が互いに顔の見える関係を築く中で、横の繋がりを意識して協働する。
- ・若い世代（大学等学生・事業所若手従業員等）に向けた健康的な食生活の実践を促すための動画を制作する。
- ・動画を通じて若い世代の食生活改善を推進する。
- ・給食等を題材に、朝食の重要性やバランスの良い食事への更なる理解を深め、実践できるよう導く。

【令和4年度の目標】

- ・関係機関で協働し、大学生等の食生活上の課題改善に繋がる動画を制作する。

④ 事業の内容等

令和4年度は以下の事業を実施した。

ア 栄養・食生活ネットワーク会議の開催（2回）

イ 大学生等若い世代向けの動画制作及び普及啓発のためのチラシ及び三角POPの作成



【チラシ】

⑤ 評価

栄養・食生活ネットワーク会議では、各分野から選出した委員の食育に係る事例紹介等を通して、現代の大学生等若い世代における食生活の現状と課題を共有するとともに、委員間の連携・協働意欲を高めることができた。

動画の制作にあたっては、会議の場で共有した大学生等の食生活を改善するために必要な知識と簡単な「はじめの一步」となるヒントを盛り込み、アニメーションを活用するなど、親しみやすく気軽に視聴できる内容となるよう工夫した。

また、動画の視聴に導くためのチラシや食堂テーブル設置用の「三角 POP」には、スマートフォン等で容易に視聴できるように、二次元コードを配置した。

動画やチラシ、三角 POP については、令和5年度に普及啓発を行う際に活用する。

なお、事業全体の評価は、令和5年度末に行う。

(3)-3 大学保健管理部門連携推進事業

① 背景

新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴い、管内の大学においても集団発生が散見され、保健所が調査、助言を行い、大学の対策を支援してきた。大学との関わりの中で、各大学の保健管理部門担当者が孤軍奮闘の中、試行錯誤しながら感染症対策を実施している現状を把握した。感染症対策を講じる中で大学からは、「学生の行動歴等を把握するのは困難。」「学生、職員への感染症対策の周知は、徹底されにくい。」等の課題を聞くことができた。一方、保健所では、「大学の規模や有する学部の特徴等により、対応の工夫が必要。」「大学により組織体制が異なるため、保健管理部門での情報集約が難しい側面がある。」という現状を認識した。

そこで、各大学で講じている感染症対策や工夫点、学生や職員の感染症対策への意識等について調査し、効果的な介入方法を検討することが大学における感染症対策を講じる上で必要であると考えた。また、管内大学および保健所間におけるネットワークを構築し、各大学が実施する取り組み等を情報交換でき、感染症状況等の管内の保健衛生に係る最新情報を入手しやすい環境を整え、大学が自らの特徴を踏まえた感染症対策を講じていけるように支援する必要があると考え、事業実施に至った。

② 事業の目標

ア アンケート調査をもとに、学生や職員の感染症対策の意識や理解度についての実態を明らかにする。

イ 平常時から大学保健管理部門と保健所とのネットワークを構築し、健康危機発生時に大学が保健所と連携し適切に対応できる。

ウ 大学同士の継続的なネットワークを構築し、好事例や困難事例を共有し、自身の大学に合うように対策を検討する。

③ 事業の内容

ア 実態調査の実施（アンケート調査やヒアリング調査）

イ 大学保健管理部門と保健所とのネットワーク構築

・大学保健管理部門と保健所、また、大学保健管理部門担当者同士が随時相談が行えるシステ

ムづくり（メーリングリストの作成）

- ・大学生及び大学職員の健康課題について検討できる場の開催（1回）

ウ 普及啓発の実施（感染症週報の作成やエイズ予防普及啓発、自殺防止対策等）

④ 評価

【大学保健管理部門への実態調査】

・管内15大学で講じている感染症対策や工夫点、学生や職員の感染症対策への意識等について調査を実施した。

・感染症の知識や対策に関する調査結果では、半数以上の大学で学生や教職員からの相談対応で難しさや悩みを抱えていた。そして、多くの大学で「ガイドラインを参考にする」、「大学内教職員同士で検討する」等、学内で解決していることが明らかになった。

【大学保健管理部門と保健所とのネットワーク構築】

・大学保健管理部門と保健所のメーリングリストを作成し、運用を始めた。各大学から感染症対策を踏まえた卒業式や入学式の対応についてなど共有、相談し合い対応している。

・大学および保健所とのネットワークの一步となる大学連携推進会議を開催した。今後も管内大学への感染症対策を支援していく必要性から、次年度も引き続き、大学保健管理部門との情報共有等を目的に大学連携推進会議を開催することとする。

【普及啓発の実施】

・感染症週報を保健所から各大学の保健管理部門に毎週情報提供した。また、エイズ予防普及啓発月間や自殺防止対策など健康づくりの強化月間の時には、大学保健管理部門向けにチラシやリーフレット設置を依頼し普及啓発を行った。

6 市町村等連絡調整

平成 16 年 4 月の保健所再編整備に伴い、管内 6 市の支援等に関する事務を担っている。

(1) 医療保健政策区市町村包括補助事業に関すること

① 制度の変遷

多摩地域及び島しょ地域の保健医療施策を総合的に向上させることを目的として、平成 16 年度から、財政支援として「市町村地域保健サービス推進事業」が創設された。その後、三位一体改革による税源移譲等地方分権の動きが進む中、平成 19 年度に、従来から実施していた各分野の個別補助事業を整理・統合した「福祉保健区市町村包括補助事業」が創設され、さらに平成 21 年度から、子供家庭支援包括、高齢社会対策包括、障害者施策推進包括、地域福祉推進包括、医療保健政策包括事業の分野別包括事業として再構築された。「医療保健政策区市町村包括補助事業」は、旧「市町村地域保健サービス推進事業」に旧「初期救急事業」を合わせたものとなっている。

② 制度の概要

この補助制度は、身近な地域保健サービスの推進主体である区市町村が自主的・主体的に事業を展開できるよう支援するものである。補助メニュー（実施要綱中に規定した事業）の中から地域の実情に応じた事業を選択する「包括的補助方式」を導入している。補助対象事業は、先駆的事业・選択事業・一般事業に区分され、各事業の補助率は、先駆的事业は 10 分の 10、選択事業は 2 分の 1、一般事業はポイント制となっている。

③ 補助対象事業

- ア 先駆的事业 医療保健分野の新たな課題に取り組む試行的事業で、都が例示するもののほか、区市町村の創意工夫によるもの。
- イ 選択事業 都が目指す医療保健政策の実現を図るために列挙する事業から、区市町村が選択して実施するもの。また、区市町村が地域の特性を踏まえ、医療保健分野において独自に企画して実施するもの。
- ウ 一般事業 市町村が地域の特性に応じて自主的に取り組む次の事業
 - (ア) 初期救急事業
 - (イ) 保健医療サービスの充実に資する事業

〔表6-1〕医療保健政策区市町村包括補助事業実績(令和4年度)

市町村名	先駆的事业	選択事業	一般事業	計
武蔵野市	1	13	2	16
三鷹市	-	12	4	16
府中市	-	17	2	19
調布市	-	21	3	24
小金井市	-	19	3	22
狛江市	1	11	3	15
計	2	93	17	112

(2) 関係機関との連携に関すること

〔表6-2〕管内6市との会議等の実施状況

会議名	実施回数	内容
地域保健連絡会	3	管内6市の保健衛生主管課長等との情報交換
自宅療養等支援連絡会	1	管内6市の新型コロナウイルス感染症自宅療養等支援部署及び防災主管部署との情報交換

7 健康危機管理

(1) 健康危機管理対策

① 背景

都は、原因ごとの個別マニュアル等では対応できない原因不明の健康危機の発生に備え、平成 11 年 5 月に「東京都衛生局健康危機管理対策基本方針」を策定し、平成 12 年 4 月にこの基本方針に基づき「健康危機管理マニュアル」を作成した。（平成 25 年 3 月改訂）

また、平成 13 年 9 月にアメリカで起きたテロ事件を契機に、NBC テロ発生時の緊急連絡体制を確立するとともに、平成 16 年 3 月には、「東京都NBC 災害対処マニュアル」が作成された。

② 北多摩南部健康危機管理対策協議会

北多摩南部保健医療圏では、平常時から関係機関と連携し、危機発生時に速やかに対応できる体制を構築するため、平成 16 年度に「北多摩南部健康危機管理対策協議会」を設置した。住民や地域に健康被害が及ぶ恐れがある様々な健康危機を未然に防止すること、さらに、発生した場合に権限と責任の異なる関係団体が連携して被害を最小限に食い止めることを目的に、「北多摩南部健康危機管理計画」及び「北多摩南部健康危機管理マニュアル」を策定し、平成 19 年 3 月に改訂している。

なお、本協議会は平成 25 年度から、「北多摩南部新型インフルエンザ等感染症地域医療体制ブロック協議会」を兼ねて、開催・運営している。

(2) 新型インフルエンザ等対策

① 取組

平成 17 年 12 月に「東京都新型インフルエンザ対策行動計画」を、平成 19 年 3 月には「新型インフルエンザ対応マニュアル」を策定し、発生段階に応じた適切な感染防止対策の整備が進められた。平成 21 年 4 月に発生した新型インフルエンザに対して、保健所では各市や関係機関等との緊密な連携により対策に取り組んだ。

平成 23 年 4 月に都の「新型インフルエンザ等地域医療体制ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）が改定されたことを踏まえ、平成 24 年 3 月に多摩府中ブロックにおける「新型インフルエンザ等感染症地域医療確保計画」（以下、「医療確保計画」という。）を策定し、新型インフルエンザ発生時の地域医療体制の整備に向け、基本的な方向性を示した。

国では、平成 25 年 4 月に、行動計画の策定や緊急事態における行政の措置等を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行され、同年 6 月、同法に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」が策定された。都は、同年 11 月に「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、平成 28 年 8 月にガイドラインを改定した。その後、国の備蓄目標量の見直しに伴い平成 30 年 8 月に再度改定した。

これらの動きを受け、平成 29 年 2 月に多摩府中ブロックにおける医療確保計画を改定した。

② 北多摩南部新型インフルエンザ等感染症地域医療体制ブロック協議会

北多摩南部保健医療圏では、新型インフルエンザ等の大流行に際し、健康被害を最小限に抑えるために、地域医療体制の整備を促進することを目的として、平成 20 年度に市、感染症指定医療機関、地区医師会、その他関係機関による「北多摩南部新型インフルエンザ等感染症地域医療体制ブロック協議会」を設置した。

③ 新型コロナウイルス感染症対応

令和元年12月、中華人民共和国の湖北省武漢市で肺炎患者の集団発生が報告され、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染は世界に拡大した。国内では令和2年2月1日に指定感染症に指定され、令和3年2月13日に新型インフルエンザ等感染症に変更された。

保健所は令和2年2月より住民等からの相談対応にあたっている。また、保健所及び圏域各市並びに関係医療機関による連絡会等において、新型コロナウイルス感染症への取組内容等について情報交換を行い、相互の連携強化を図っている。

〔表7〕 新型コロナウイルス感染症対応等 実施状況

項目	実施回数	内容
防護服着脱訓練	6	防護服着脱実技訓練 対象：保健所職員（参加人数44名）
新型コロナウイルス感染症に係る関係者連絡会	11	管内6市の医師会・関係医療機関・市との情報交換
自宅療養等支援連絡会	1	管内6市の新型コロナウイルス感染症自宅療養等支援部署及び防災主管部署との情報交換
北多摩南部健康危機管理対策協議会 （兼 北多摩南部新型インフルエンザ等感染症地域医療体制ブロック協議会）	1	・管内関係機関における新型コロナウイルス感染症への対応等 ・今後の新興感染症等発生に向けた管内連携体制について

8 補助金審査

保健所では、市町村が実施する各種保健事業に対する補助金等事務の窓口として、書類受理、審査、副申等の事務を行っている。

この事務を通して得られる地域の保健情報を活用して、地域の保健サービス水準の一層の向上を図るための支援を行い、市町村と保健所との連携の強化を目指している。

令和4年度に審査事務を行った補助金は以下のとおりである。

〔表8-1〕 補助金審査状況

補 助 金 等	件数	申 請 者
健康増進法等による健康増進事業に係る都補助金 (法定事業)	6	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市
予防接種健康被害者救済措置都負担金等	4	武蔵野市、三鷹市、調布市、小金井市
小児初期救急平日夜間診療事業補助金	3	三鷹市、調布市、狛江市

9 受動喫煙防止対策

受動喫煙は肺がんや虚血性心疾患等、様々な疾患と関連することが明らかとなっている。自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進することにより、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止することを目的として、令和2年4月1日、改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が全面施行された。

(1) 普及啓発

受動喫煙防止対策や改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例に関して、以下のとおり普及啓発を行った。

〔表9-1〕普及啓発の取組状況(令和4年度)

啓発機会	内 容
事業者周知	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所許可申請時等に個別周知 ・保健所窓口において、標識シールを希望者に配布 ・啓発ちらしを作成し、保健所所管事業者に対して随時配布 ・飲食店の標識掲示確認を実施(1,132件)
都民向け広報	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所1階にある大型モニターで動画放映 ・保健所ホームページにたばこ健康についての記事掲載

(2) 相談等の対応

受動喫煙防止対策について、相談に対応するほか、通報や情報提供等に対し、助言・指導を行っている。

〔表9-2〕相談件数

年度	総数	(再掲)通報等件数
		令和4年度

(3) 喫煙可能室設置施設の届出

従業員のいない既存特定飲食提供施設からの、喫煙可能室設置に関する届出受理を行っている。

〔表9-3〕喫煙可能室設置施設の届出受理件数

年度	総数	内 訳					
		武蔵野市	三鷹市	府中市	調布市	小金井市	狛江市
令和4年度	13	-	3	4	3	3	-

10 保健医療

(1) 医療安全支援センター事業

地域における医療の安全対策を推進する拠点として「多摩府中保健所医療安全支援センター」を設置し、住民の医療に関する相談、医療機関や住民への助言、情報提供や研修会の実施など医療安全支援事業を行っている。

令和4年度の医療安全支援センター事業の内容は以下のとおりである。

① 患者の声相談窓口

地域の医療機関で行われている医療に関し、総合的に相談を受ける窓口として二次保健医療圏ごとに設置され、患者・住民の医療に関する相談、医療機関に関する相談を受けている。

必要に応じて医療機関への助言を行い、患者と医療機関のより良い関係の構築を目指している。

〔表10-1〕患者の声相談件数

区分	総数	相談者						相談内容			処理経過				
		本人	家族 親戚	友人 知人	医療 機関	その他	不明	相談	不信 不満	その他	この 相談で 終了	関係 機関 紹介	医療 機関へ 伝えた	継続 相談	その他
3年度	691	514	130	4	6	15	22	422	251	18	468	189	20	3	11
4年度	837	586	155	5	11	23	57	546	247	44	535	285	4	1	12

② 患者相談窓口担当者連絡会・研修会

管内医療機関・関係団体等の患者相談窓口担当者向けの研修会・連絡会の開催や、業務に必要な情報提供を行い、担当者間の連携や、患者と医療機関の信頼関係の構築を図っている。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、令和3年度に引き続き実施を中止した。

〔表10-2〕患者相談窓口担当者連絡会・研修会

実施日	実施内容・講師	参加者
—	—	—

③ 医療安全推進担当者連絡会・研修会

管内医療機関・関係団体等の医療安全推進担当者には、医療安全を推進するための情報提供及び情報交換を行い、医療安全対策の向上及び担当者間の連携を図っている。平成28年度からは医療安全推進担当者連絡会内の医療安全管理グループと院内感染対策グループをそれぞれの連絡会として別途開催することとした。また、医療安全上の課題に対して研修会を実施している。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、一部オンライン形式で実施した。

〔表10-3〕医療安全推進担当者向け連絡会・研修会

実施日	実施内容	参加者(対象者)
医療安全推進 担当者連絡会	2月10日 専従リスクマネージャー連絡会として開催 情報交換(医療安全の課題・最近の取り組み状況等)	管内病院・有床診療所の医療安全 推進担当者等
院内感染対策 担当者連絡会	7月26日 3月14日 第1回テーマ:「管内の新型コロナウイルス感染症対応の 状況について」 第2回テーマ:「新型コロナ下におけるICTリンクスタッフの 役割と育成を考える」	管内病院・有床診療所の院内感染 対策担当者等
医療安全推進 担当者研修会	—	管内医療機関の医療安全推進担当 者、診療所等の管理者、職員等

④ 住民向け講演会

医療に関する知識の習得や意識の向上、医療従事者との関係作りについて普及啓発を図るため、講演会を実施している。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、対面での講演会を実施する代わりに、保健所発行の広報誌により住民向けの普及啓発を実施した。

〔表10-4〕住民向け講演会

実施時期	実施内容・講師	参加者(対象者)
9月	保健所広報誌「保健所ねっと(令和4年度第2号)」にて、住民向けに普及啓発を実施。 テーマ:「受診を控えていませんか?基礎疾患のコントロールをしっかりと」(医療機関の探し方など)	一般都民、 保健・医療・福祉関係者等

⑤ 医療安全推進分科会

住民が安心して受けられる保健医療サービスの基盤作りのため、管内の医療安全支援事業や医療安全支援センターの運営に係る事項についての協議を行っている。

〔表10-5〕医療安全推進分科会

実施日	実施内容	参加者
3月6日～ 3月17日	医療連携推進事業について (1)医療安全支援センター事業、患者の声相談窓口活動報告 (2)有床診療所立入検査実施状況	地域医療システム化推進部会委員19名 〔表5-1〕地域医療システム化推進部会 と同時開催)

(2) 糖尿病医療連携推進事業

① 目的

北多摩南部保健医療圏における糖尿病疾患に関する医療について、予防から治療までの一貫した糖尿病対策を推進し、都民の誰もが身近な地域で症状に応じた適切な治療を受けられる医療連携体制を構築することにより、都内での糖尿病患者の重症化予防、療養生活の質の向上につなげることを目的とする。

② 事業内容

ア 実施方法

地域の実情に即した糖尿病医療連携体制を構築するため、北多摩南部保健医療圏糖尿病医療連携検討会を設置し、糖尿病医療連携体制づくりに必要な事項を検討し、実施する。検討会の事務局業務を北多摩南部保健医療圏内の4つの中核病院に輪番で委託して運営する。

イ 令和4年度委託先病院

武蔵野赤十字病院

③ 令和4年度の取組

ア 糖尿病医療連携 検討会1回開催、幹事会2回開催、意見交換会1回開催

イ 地域住民及び医療従事者に対する糖尿病予防に係る普及啓発活動

糖尿病予防フェスタの開催

全国糖尿病週間にあわせたブルーライトアップの実施

糖尿病に係る普及啓発用ホームページの運営

- 糖尿病に係る普及啓発用ホームページの運営
- 糖尿病予防フェスタにおける講演会収録動画のホームページ掲載
- ウ 糖尿病の医療連携を推進する上で、地域の特性に応じた必要な取組
定期的な糖尿病講習会を適宜、開催

(3) 脳卒中医療連携推進事業

① 目的

北多摩南部保健医療圏における脳卒中疾患に関する医療について、都民が身近な地域で適切な医療が受けられるよう、地域において急性期から回復期、在宅医療に至るまでの切れ目のない医療・介護サービスを受けることができる仕組みを構築する。

② 事業内容

ア 実施方法

地域の実情に即した脳卒中医療連携体制を構築するため、北多摩南部保健医療圏脳卒中医療連携検討会を設置し、脳卒中医療連携体制づくりに必要な事項について検討を行う。検討会の事務局業務を北多摩南部保健医療圏内の病院へ委託して運営する。北多摩南部保健医療圏においては、「北多摩南部脳卒中ネットワーク研究会」の世話人会を検討会として位置づけ、実施している。

イ 委託先病院

「北多摩南部脳卒中ネットワーク研究会」の事務局でもある、武蔵野赤十字病院に継続して委託している。

③ 令和4年度の取組

ア 脳卒中医療連携検討会 1回開催（WEB開催）

イ 北多摩南部脳卒中ネットワーク研究会 1回開催（WEB講演会）

演題：「第二次5ヵ年計画と脳卒中相談窓口」

ウ 医療従事者に対する普及啓発活動

研修会等 3回

演題：「高齢者てんかんと認知症」

演題：「パーキンソン病を診る～パーキンソン病の運動症状と非運動症状」

演題：「脳血管内治療の最新の進歩」

エ 地域連携クリティカルパスの活用促進

入退院支援の推進による地域包括ケアシステムの構築のための取組の強化として、回復期から地域連携パスを使用できるようになったため、回復期病院から使用するにあたり、有効に活用する体制及び内容や活用方法等について、医療機関を訪問し意見交換を行った。

訪問医療機関数 19ヶ所

1 1 医事

(1) 医事衛生(診療所等医療施設関係)

病院・衛生検査所の開設・変更等にかかわる経由事務、診療所、歯科診療所、施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復）、助産所、歯科技工所の開設に伴う許可、各種届出受理の事務を行っている。そしてこれらの施設へ立入検査を実施し、関係法規に基づき監視指導を行っている。

医療安全確保を図るため、管内の有床診療所の3分の1の施設を対象に、診療所内の医療安全対策や院内感染対策の実施状況等について立入検査を実施している。

また救急医療機関について、3年に一度の更新認定審査のための立入検査を実施している。

〔表11-1〕 〔表11-2〕 〔表11-3〕 〔表11-4〕

(2) 医療資格者

医師、歯科医師、看護師、保健師、助産師等医療資格者の免許申請及び諸届出の経由事務を行っている。〔表11-5〕

〔表11-1〕 医事関係施設数及び監視指導件数

業種	施設数								届出件数(許可申請含む)			監視指導件数	
	令和3年度末	令和4年度末	武蔵野市	三鷹市	府中市	調布市	小金井市	狛江市	新規	廃止	諸届		
病院	44 (10,912)	43 (10,673)	8	7	14	8	5	1	3	4	310	15	
一般診療所	927 (185)	947 (182)	229	153	190	214	95	66	95	38	305	76	
	有床	17 (185)	16 (182)	4	-	5	4	1	2	-	-	22	4
	無床	910	931	225	153	185	210	94	64	95	38	283	72
歯科診療所	676 (-)	677 (-)	154	105	150	159	71	38	33	25	212	29	
	有床	- (-)	- (-)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無床	676	677	154	105	150	159	71	38	33	25	212	29
助産所	43 (5)	51 (5)	8	12	9	14	4	4	9	1	-	-	
	有床	3 (5)	3 (5)	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-
	無床	40	48	8	11	8	13	4	9	1	-	-	
衛生検査所	5	5	-	2	1	2	-	-	-	-	2	-	
施術所	あま指、はり、きゅう	689	702	187	118	147	125	80	45	37	24	103	39
	柔道整復	366	369	79	56	81	87	44	22	15	12	95	16
出張施術業務者	745	767	116	147	146	150	139	69	35	11	2	-	
医業類似行為	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
歯科技工所	105	107	13	15	33	26	13	7	4	2	1	4	
総数	3,600	3,668	794	615	771	785	451	252	231	117	1,030	179	

(※1) () 内は病床数。

(※2) あま指：あん摩マッサージ指圧

[表 11-2] 医療機関従事者数

(令和2年10月1日現在)

業務種別	総数		武蔵野市		三鷹市		府中市		調布市		小金井市		狛江市								
	病院	診療所	病院	診療所	病院	診療所	病院	診療所	病院	診療所	病院	診療所	病院	診療所							
総数	14,745.7	5,065.7	2,854.3	1,241.4	631.1	3,736.8	696.7	381.9	5,475.8	1,139.4	596.3	1,469.6	1,143.5	754.0	854.9	536.2	329.3	927.6	308.5	161.7	
医師	1,844.3	1,101.6	6.8	266.2	4.5	613.9	172.1	-	701.6	243.6	0.3	147.0	232.8	0.3	74.6	119.5	1.7	5.1	67.4	-	
(常勤)	1,227	836	3	265	3	374	130	-	442	181	-	86	189	-	57	89	-	3	51	-	
(非常勤)	617.3	265.6	3.8	37.1	1.5	239.9	42.1	-	259.6	62.6	0.3	61.0	43.8	0.3	17.6	30.5	1.7	2.1	16.4	-	
歯科医師	23.2	31.2	871.3	2.8	11.0	197.5	0.3	121.5	13.8	4.0	201.5	-	5.6	219.9	0.4	9.8	88.0	-	0.5	42.9	
(常勤)	13	18	700	2	2	153	5	95	6	2	167	-	5	170	-	9	76	-	-	39	
(非常勤)	10.2	13.2	171.3	0.8	9.0	44.5	1.2	26.5	7.8	2.0	34.5	-	0.6	49.9	0.4	0.8	12.0	-	0.5	3.9	
薬剤師	341.2	34.1	1.0	63.2	8.9	87.6	1.9	-	106.4	11.1	-	31.0	5.7	-	13.0	4.8	1.0	40.0	1.7	-	
保健師	22.3	101.4	-	1.0	26.9	-	14.3	18.3	-	4.0	28.1	-	3.0	20.7	-	6.1	-	-	1.3	-	
助産師	284.5	58.5	-	80.0	10.2	-	88.0	6.4	-	94.5	18.0	-	17.4	-	-	1.0	-	22.0	5.5	-	
看護師	6,873.5	1,044.1	3.0	991.7	259.3	1,836.5	143.1	-	2,780.6	261.5	1	512.0	208.3	1.0	238.0	102.7	-	514.7	69.2	-	
准看護師	272.5	234.0	6.0	25.0	49.5	-	47.2	22.3	-	64.9	85.5	1.0	65.5	47.1	5.0	59.9	13.9	-	10.0	15.7	
看護業務補助者	852.4	105.8	-	84.7	20.1	-	195.0	11.0	-	282.9	10.1	-	125.0	36.3	-	119.3	16.2	-	45.5	12.1	
理学療法士	464.3	117.1	-	83.2	32.2	-	57.7	20.4	-	140.3	10.2	-	50.1	40.4	-	120.0	7.0	-	13.0	6.9	
作業療法士	250.0	12.3	-	35.1	4.1	-	31.1	1.8	-	71.6	0.1	-	42.2	2.2	-	64.0	3.0	-	6.0	1.1	
視能訓練士	37.2	39.7	-	6.0	17.8	-	19.2	5.1	-	8.0	6.1	-	5.5	5.5	-	4.0	-	-	4.0	1.2	
言語聴覚士	89.2	6.4	-	13.0	0.2	-	12.0	-	-	35.2	1.1	-	9.0	3.0	-	18.0	2.1	-	2.0	-	
義肢装具士	-	0.1	-	-	-	-	-	-	-	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
歯科衛生士	19.8	41.6	898.9	1.9	6.7	229.3	4.5	2.1	111.5	10.6	12.8	167.3	2.4	100	229.3	0	9.0	106.6	-	1.0	54.9
歯科技工士	-	3.2	41.8	-	2.0	8.1	-	0	2.0	-	1.0	6.7	-	-	19.0	-	-	6.0	-	-	
歯科業務補助者	-	-	735.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
診療放射線技師	330.4	71.1	-	64.5	12.5	-	86.6	7.8	-	132.0	27.3	-	19.1	11.9	-	1.2	10.6	-	27.0	1.0	
診療ユニット線技師	-	11.9	-	-	1.1	-	2.8	-	-	3.0	-	-	-	3.0	-	-	2.0	-	-	-	
臨床検査技師	389.5	87.3	-	74.2	16.5	-	130.5	10.2	-	121.2	31.9	-	29.1	5.5	-	2.3	20.5	-	32.2	2.7	
衛生検査技師	1.0	1.0	-	-	-	-	-	-	-	1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.0	
臨床工学技師	173.6	62.7	-	31.0	18.8	-	37.0	5.0	-	81.6	21.9	-	17.0	6.0	-	-	7.0	-	7.0	4.0	
あん摩マッサージ指圧師	1.8	22.2	-	69	-	-	-	3.0	-	0.8	1.0	-	1.0	3.0	-	-	1.0	-	-	7.3	
柔道整復師	126.8	30.2	-	26.4	5.6	-	28.0	4.9	-	49.1	6.2	-	16.7	7.4	-	5.6	4.0	-	1.0	2.1	
管理栄養士	59.2	4.1	-	0.2	0.2	-	4.0	-	-	14.4	0.5	-	8.8	3.0	-	1.0	-	-	31.0	0.4	
栄養士	83.2	14.4	-	1.0	2.5	-	31.0	1.6	-	17.4	5.4	-	23.0	2.9	-	10.8	-	-	-	2.0	
精神保健福祉士	91.3	4.7	-	15.7	-	-	9.0	1	-	42.6	0.9	-	12.0	1.0	-	12.0	1.0	-	-	2.0	
社会福祉士	167.0	51.1	-	27.0	2.0	-	13.4	-	-	2.0	-	-	38.1	49.1	-	54.5	-	-	32	-	
介護福祉士	41.4	9.2	-	1.0	1.0	-	-	-	-	39.4	0.7	-	-	7.5	-	-	-	-	1.0	-	
保育士	63.8	23.7	-	4.0	11.2	-	22.7	1.0	-	21.2	0.3	-	14.0	7.8	-	3.4	-	-	1.9	-	
その他技術員	16.0	5.6	-	4.0	-	-	4.0	-	-	8.0	0.1	-	-	3.5	-	-	-	-	-	2.0	
医療社会事業従事者	1,559.1	1,453.1	235.4	303.6	386.2	44.6	319.8	218.2	38.7	544.6	298.3	41.3	229.9	314.5	70.2	157.9	26.7	105.9	78.0	13.9	
事務職員	267.2	255.5	54.8	38.9	58.8	7.3	37.6	31.6	12.0	86.1	46.0	9.7	73.7	79.0	19.6	23.7	3.6	26.3	16.4	2.6	
その他の職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(※1) 令和2年に実施した医療施設(静態)調査による。

(※2) 非常勤の「医師」及び「歯科医師」については、各施設における常勤の通常時間に換算(常勤換算)して計上した。

(※3) ※2以外の職種については全て常勤換算した数値である。

〔表11-3〕 救急医療機関

名 称	所 在 地	電話番号	診 療 科 目
武蔵野赤十字病院	武蔵野市境南町 1-26-1	(0422) 32-3111	内、呼、消、循、小、精、神内、外、整、形、脳、呼外、心、産婦、眼、耳、皮、泌、放、リハ、麻、歯外、乳外、緩内、病診、新内
医療法人 啓仁会 吉祥寺南病院	武蔵野市吉祥寺 南町 3-14-4	(0422) 45-2161	内、外、整、脳、皮、泌、リハ、放、循内、消外、麻、消内、大肛外、形
武蔵野陽和会病院	武蔵野市緑町 2-1-33	(0422) 52-3212	内、消内、外、整、泌、放、リハ、脳、腎内、麻、循内、神内、糖内
吉方病院	武蔵野市中町 2-2-4	(0422) 52-4371	内、外、整、リハ
医療法人財団 慈生会 野村病院	三鷹市下連雀 8-3-6	(0422) 47-4848	内、外、整、リハ、放診、形、呼内、循内、神内、糖内、腫内、緩内、漢内、脳、鏡内、血内、臨
医療法人社団 永寿会 三鷹中央病院	三鷹市上連雀 5-23-10	(0422) 44-6161	内、外、整、脳、眼、リハ、放、皮、泌、神内、呼内、循内、消内、血内、呼外、乳外、消外、腫内、肛外、内泌、麻
杏林大学医学部付属病院	三鷹市新川 6-20-2	(0422) 47-5511	内、小、精、外、整、形、脳、小外、眼、耳、皮、泌、放、麻、心、循、歯外、リハ、リウ、呼、消、呼外、神内、産、婦、救、病診、美
地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立多摩総合医療センター	府中市武蔵台 2-8-29	(042) 323-5111	内、呼内、循内、血内、呼外、精、リウ、外、整、形、脳内、脳、産婦、眼、耳、皮、泌、リハ、放、麻、歯、歯外、救、消内、腎内、乳外、心、消外、血外、内代内、頭頸、病診、緩内、小
地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立小児総合医療センター	府中市武蔵台 2-8-29	(042) 300-5111	小、循内、腎内、透、呼内、呼外、神内、消内、ア、小外、心、泌、脳、形、耳、整、眼、皮、放、麻、矯、小歯、救、新内、感内、内代内、血腫内、血腫外、リハ、心内、児思精、臨、臓、病診
医療法人社団 喜平会 府中病院	府中市美好町 1-22	(042) 360-0033	内、外、整、リハ、麻
府中恵仁会病院	府中市住吉町 5-21-1	(042) 365-1211	内、呼内、消内、循内、神内、脳内、外、整、形、脳、婦、糖内、リハ、放、麻、泌、乳外
公益財団法人榊原記念財団附属 榊原記念病院	府中市朝日町 3-16-1	(042) 314-3111	循内、心、麻、小、小外、内、外、放、産婦、リハ
医療法人社団 慈敬会 府中医王病院	府中市晴見町 1-20	(042) 362-4500	内、消内、消外、糖内、循内、外、整、呼内、神内
医療法人社団 桐光会 調布病院	調布市下石原 3-45-1	(042) 484-2626	内、外、整、脳、泌、麻、リハ、産婦、小、乳外
医療法人社団 東山会 調布東山病院	調布市小島町 2-32-17	(042) 481-5511	内、呼内、消内、循内、神内、糖内内、腎内、外、消外、整、大肛外、皮、泌、リウ、麻、リハ、放
医療法人社団 大坪会 北多摩病院	調布市調布ヶ丘 4-1-1	(042) 486-8111	内、循内、鏡内、腎内、外、整、形、美、皮、泌、耳、リハ
医療法人社団 大日会 小金井太陽病院	小金井市本町 1-9-17	(042) 383-5511	内、消、循、外、整、脳、リハ、呼内
東京慈恵会医科大学 附属第三病院	狛江市和泉本町 4-11-1	(03) 3480-1151	内、小、精、外、整、形、脳、眼、耳、皮、泌、歯、リハ、放、産婦、麻、消内、循内、脳内、歯外、呼内、消外、腎内、糖代内、血内、病診、肝外、乳外、呼外、救

ア:アレルギー科、眼:眼科、肝外:肝臓外科、感内:感染症内科、漢内:漢方内科、緩内:緩和ケア内科、救:救急科、鏡内:内視鏡内科、矯:矯正歯科、形:形成外科、外:外科、血内:血液内科、血外:血管外科、血腫内:血管腫瘍内科、血腫外:血管腫瘍外科、呼:呼吸器科、呼内:呼吸器内科、呼外:呼吸器外科、肛外:肛門外科、産:産科、産婦:産婦人科、耳:耳鼻咽喉科、小:小児科、小外:小児外科、新内:新生児内科、腫内:腫瘍内科、消:消化器科、消内:消化器内科、消外:消化器外科、腎内:腎臓内科、循:循環器科、循内:循環器内科、神内:神経内科、心内:心療内科、精:精神科、児思精:児童・思春期精神科、歯:歯科、歯外:歯科口腔外科、小歯:小児歯科、心:心臓血管外科、整:整形外科、臓:臓器移植外科、大肛外:大腸・肛門外科、透:透析内科、糖内:糖尿病内科、糖代内:糖尿病代謝内科、糖内内:糖尿病内分泌内科、頭頸:頭頸部外科、内:内科、内泌:内分泌科、内代内:内分泌代謝内科、乳外:乳腺外科、脳:脳神経外科、脳内:脳神経内科、皮:皮膚科、泌:泌尿器科、病診:病理診断科、美:美容外科、婦:婦人科、放:放射線科、放診:放射線診断科、麻:麻酔科、リウ:リウマチ科、リハ:リハビリテーション科、臨:臨床検査科

(※1) 名称、所在地及び電話番号は、「救急告示医療機関一覧表(令和5年2月1日現在)」福祉保健局医療政策部救急災害医療課より

(※2) 診療科目は、「医療機関名簿 令和4年(令和4年6月1日現在)」福祉保健局医療政策部医療人材課より

〔表11-4〕 病院・診療所・助産所病床数

区分	総数	病院	病床内訳					一般診療所	病床内訳		歯科診療所	助産所
			一般病床	療養型病床	結核病床	精神病床	感染症病床		一般病床	療養型病床		
3年度	11,102	10,912	6,167	1,266	87	3,372	20	185	170	15	-	5
4年度	10,860	10,673	6,065	1,129	87	3,372	20	182	167	15	-	5
武蔵野市	1,161	1,119	971	128	-	-	20	42	42	-	-	-
三鷹市	2,776	2,774	1,453	98	-	1,223	-	-	-	-	-	2
府中市	3,568	3,508	2,358	240	60	850	-	58	43	15	-	2
調布市	1,599	1,551	501	279	-	771	-	47	47	-	-	1
小金井市	1,148	1,140	248	384	-	508	-	8	8	-	-	-
狛江市	608	581	534	-	27	20	-	27	27	-	-	-

〔表11-5〕 医療従事者免許受付件数

年度	区分	総数	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	衛生検査技師	視能訓練士	作業療法士	理学療法士	その他
3	総数	1,513	181	24	188	142	37	675	30	21	47	2	12	53	92	9
4	総数	1,557	156	19	219	120	32	717	26	34	51	-	11	53	109	10
	新規	886	97	10	98	59	14	410	17	27	31	-	7	35	77	4
	籍訂正・書換	591	45	7	112	56	16	275	5	6	16	-	4	17	30	2
	再交付	56	6	-	8	4	2	25	4	1	3	-	-	1	2	-
	除籍(抹消)	9	6	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	15	2	-	-	1	-	7	-	-	1	-	-	-	-	-	4

(※) 薬剤師については、生活環境安全課薬事指導担当が担当している。

12 歯科保健

歯や口の健康を保つことは、単に食物を咀嚼するだけではなく、食事や会話を楽しむなど豊かな人生を送るための基礎となる。むし歯や歯周疾患の予防には、日常の生活習慣の改善や自己管理能力の向上が重要なため、地域の保健・医療・福祉・教育等関係者への支援や、関係者向け講習会等による普及啓発に努めている。

また、障害者等歯科保健推進事業を実施し、障害(児)者が身近な地域で必要な歯科保健医療サービスが受けられるよう、関係機関の連携システムづくりを支援している。

(1) 障害者等歯科保健推進対策事業

① 施設等歯科健康管理支援

管内特別支援学校に対し、学校運営連絡協議会に出席するなど、自立的な歯科健康管理を行えるよう支援した。

〔表12-1〕施設等歯科健康管理支援

施設対象	
実施施設数	実施回数(延)
1	3

② 研修会・講習会

障害(児)者施設の職員、市関係部署職員、医療関係者等を対象に、歯科保健活動の技術向上を図る研修会をオンラインで実施した。

〔表12-2〕研修会・講習会

実施時期	実施内容	実施回数	参加者数
令和5年2月	障害者施設等歯科保健研修会兼栄養管理講習会(オンライン研修) テーマ:障害のある方の摂食嚥下および食べ方の発達支援について 講師:東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科 摂食嚥下リハビリテーション学分野 准教授 中川 量晴 氏	1	115

③ 摂食嚥下機能支援基盤整備

地域の摂食嚥下機能支援の取組を推進するため、研修会や関係する諸機関との連絡会をシンポジウム形式で開催している。令和4年度も新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、摂食嚥下機能支援研修会(医療職向け)及び摂食嚥下機能支援連絡会シンポジウムは開催中止としたが、摂食嚥下機能支援研修会(介護職向け)は、オンラインで実施した。

〔表12-3〕摂食嚥下機能支援事業

実施時期	実施内容	実施回数	参加者数
令和5年2月	摂食嚥下機能支援研修会(介護職向け)(オンライン研修) テーマ:いま改めて摂食嚥下機能支援を学ぶ ～安全な食のために介護支援専門員(ケアマネ)が担う役割～ 講師:日本歯科大学 教授 口腔リハビリテーション多摩クリニック 院長 菊谷 武 氏	1	77

(2) 歯科保健普及対策事業

① 地域歯科保健活動の支援

保育所幼稚園等の歯科保健活動を支援するため、園の歯科保健指導者を対象に歯科保健に関する研修会を実施している。令和4年度は西多摩保健所、多摩立川保健所との合同でオンライン研修を実施した。

〔表12-4〕 地域歯科保健活動の支援

実施時期	実施内容	実施回数	参加者数
令和4年5月	保育所幼稚園等歯科保健指導者研修会(オンライン研修) テーマ:コロナ禍でも続けたい 施設での歯科保健活動 講師:昭和大学歯学部小児成育歯科学講座 客員教授 井上 美津子 氏	1	235

② 歯科保健情報の収集発信

ライフステージに沿った歯科疾患や歯科保健行動に関する情報を収集分析し、地域診断に資するとともに、情報発信を行った。

また、令和4年歯科疾患実態調査において、管内3地区の調査を行った。

〔表12-5〕 歯科保健情報の収集・発信

内 容	調査時期	対象数	回答数
収集: 令和4年度「保育所幼稚園等歯科健診結果」に関する調査	4月～3月	408園	351園
収集: 令和4年度東京都歯科保健目標の推進に関する調査	9月～10月	6市	6市
収集: 令和4年歯科疾患実態調査	11月8日～10日	146人	10人
発信: 令和3年度「保育所幼稚園歯科健診結果調査」のまとめの送付		408園	-

③ 地域歯科保健医療推進基盤整備

歯科保健事業の円滑な推進を図るために、圏域6市の歯科保健担当者連絡会と地域の歯科保健向上を目指し関係する諸機関との協議の場として、口腔保健分科会を開催している。令和4年度も新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため口腔保健分科会は書面開催となった。

〔表12-6〕 地域歯科保健医療推進基盤整備

実施時期	内 容	参加機関数
令和4年7月	北多摩南部保健医療圏 歯科保健担当者連絡会 (1) 保健所からの報告 (2) 各市からの報告 (3) 各市からの質問と情報共有	6
令和5年2月	地域医療システム化推進部会 口腔保健分科会(書面開催) (1) 圏域の歯科保健状況について (2) 東京都北多摩南部地域保健推進プランの今後のスケジュールについて (3) 令和4年歯科疾患実態調査の実施について	17

④ 市町村等支援、連携

圏域各市の歯科保健事業の円滑な実施及び地域関係機関の歯科保健活動支援のため、各市の歯科保健担当者への情報提供や相談対応、市の会議等への参画、関係機関調整等を行った。